令和８年度
石井町農産物品評会実施要領

（目　　的）

町内の農産物を一堂に集め、みずからの生産物を出品し、競い、励まし合い、移りゆく近代的農産物の振興と産地特産物の育成に資することを目的とする。

（期　　日）

令和８年１２月１８日（金）・１２月１９日（土）

（場　　所）

徳島県農業協同組合石井営農経済センター（名西郡石井町高川原字高川原２１７－１１）

（主　　催）

石　　井　　町

（協　　賛）

全国農業協同組合連合会徳島県本部・徳島県農業協同組合・徳島県農業共済組合
高原壮年会・浦庄壮年会・石井町農業振興会・石井町農業後継者クラブ
石井町消費者協会・石井町生活改善グループ連絡協議会・徳島県農協名西地区
ほうれんそう部会・徳島県農協名西地区ブロッコリー部会・徳島県農協名西地区女性部・徳島県農協名西地区青壮年部

（出品要領）

（１）出品物の範囲……石井町内でみずから生産した農産物とする。
（２）品目別出品数量……裏面の表のとおりとする。
（３）出品物受付日時……令和８年１２月１８日（金）
　　午前９時から午後１時まで
（４）出品物受付場所……徳島県農業協同組合石井営農経済センター　東側倉庫前
（５）出品物の荷造り運搬……その他出品に必要な経費は出品者の負担とする。
（６）会場運営……１２月１８日（金）午後１時まで　出品物搬入、午後審査
　　１２月１９日（土）午前中　出品物の展示
　　（午前10時から表彰式）野菜の即売(表彰式終了後)
（７）褒賞点数……① 金賞　② 銀賞　③ 銅賞
　　※参加賞（出品物１点に対し１点）
（８）審査基準……青果、農産物出荷規格も参考として出来具合を幅広くとらえ、審査する。
（９）審査……審査委員に任せる。
（10）出品物の処置……一般出品物は寄贈として返却はしない。品評会展示後一般に即売し、売上金は社会福祉協議会に寄附する。但し、特別出品物は、この限りではない。

品 目 別 出 品 数 量

種　類	品　　目		出品物の数量
穀　類	米・麦・豆類		1kg
果菜類	きゅうり・トマト・なす		5個
	ピーマン（150g）		3袋
葉菜類	キャベツ・はくさい・レタス ブロッコリー・はなやさい等		3個
	ねぎ類・しゅんぎく・ほうれんそう・小松菜 中国西洋野菜等		5束 （株ものは5株）
漬菜類	野沢菜・日野菜・高菜等		5束 （3本1束）
根菜類	だいこん・かぶ・ごぼう・にんじん等		5本 （小かぶ5束）
	ばれいしょ・かんしょ・たまねぎ・にんにく さといも（小芋）等		5個
	さといも（親芋）		3個
果　実	温州みかん・八朔・キウイ・その他		5個
花　き	切　花	ユリ・ラン・菊・バラ等	5本
	枝　物		
畜産物	卵　等		10個
漬　物	自家加工食品		3個
鉢　物	特別出品物		1鉢
その他	その他出品物		適宜